令和６年度 第６回中央区協議会
（代表会）
会議資料②

【確認事項】

審議案件の取扱いについて【区振興課】

【協議事項】

ア　令和７年度の区政運営方針における基本方針（案）について【区振興課】

イ　令和７年度の中央区協議会の審議案件の棲み分けについて　【区振興課】

ウ　令和７年度のパブリック・コメント（パブコメ）の取扱いについて

【区振興課】

令和７年２月７日開催

中央区協議会

（代表会）

令和７年２月７日

中央区代表会委員各位

中央区協議会事務局

審議案件の取扱いについて

令和７年２月案件で中央区協議会に対して、所管課より提出のありました下記案件について、区協議会運営マニュアルに基づき、審議いただく会議を整理しました。

区分	案件名	所管課	審議する会議（案）				
			代表会	地域分科会			
				中	東	西	南
報告	浜松市立舞阪幼稚園の休園継続について	幼保運営課				○	

※ 区分の見方：「○」と記載のある会議で審議
※ 代 表 会 案 件：区域全体に関する事項
　地域分科会案件：所掌区域に関する事項

第９号様式

区　協　議　会

区　　分	□諮問事項　　□協議事項　　■報告事項
件　　名	浜松市立舞阪幼稚園の休園継続について
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	○背景 ・少子化や保育需要の高まりなどにより、市立幼稚園の園児数は、近年、大幅に減少している。 ・浜松市立舞阪幼稚園（以下「舞阪幼稚園」という。）は令和５年度から、園児不在のため休園している。 ○経緯 ・令和５年６月、舞阪地区自治会連合会から「浜松市立舞阪幼稚園、舞阪第１・第２保育園の統合について」の要望書が提出された。 ・舞阪地区自治会連合会からの要望を受け、浜松市立舞阪幼稚園、舞阪第１・第２保育園の３園を統合し、（仮称）舞阪こども園の設置に向けて準備を進めている。 ・以上の状況を踏まえ、舞阪地区自治会連合会と協議したうえで、舞阪幼稚園については、令和７年度の新入園児の募集を見送った。
対象の区協議会	中央区協議会（西地域分科会）
内　　容	・　舞阪幼稚園は、令和７年度も園児が不在となるため、休園を継続する。 ・　舞阪幼稚園は、施設の老朽化が著しいことから、今後の園のあり方について、舞阪地区自治会連合会などと協議を進める。
備　考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）	

担当課	幼保運営課	担当者	渡邊　仁	電話	457－2114

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

協議ーア

第９号様式

区　協　議　会

区　　分	□諮問事項　　■協議事項　　□報告事項
件　　名	令和７年度の区政運営方針における基本方針（案）について
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	○背景 区民の皆様とともに地域の課題を解決し、市民サービスの向上や暮らしやすい地域づくりを進めるために、区長が区政運営に当たっての基本的な方針、区の取組課題等を区政運営方針として毎年度公表している。 10 月までの代表会及び各地域分科会での協議により、令和 7 年度以降の区政運営方針における将来像の案が決定した。続いて、まちづくりの柱となる基本方針を作成する。
対象の区協議会	中央区協議会（代表会）
内　　容	令和７年度の区政運営方針における基本方針（案）について、各地域分科会での協議を踏まえ意見を伺うもの。 ＜基本方針（案）＞ ①地域の多彩な特色を活かし、 にぎわいと豊かな文化を育む魅力あるまちづくり ②安全・安心に暮らせるまちづくり ③共生のこころで支え合い、やさしさあふれるまちづくり
備　考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）	○今後の主な予定 令和７年３、４月　代表会及び分科会の意見を踏まえた区政運営方針の最終案を協議 令和７年５月　令和７年度中央区区政運営方針を代表会及び分科会で報告、公表
担当課	中央区区振興課

各地域分科会における主な意見と区の考え方

＜第９回（１２月）地域分科会＞

No.	意見及び区の考え方
1	【意見】 将来像の協議の際に提出したキーワードを参考にされており、各委員の意見を大事にしてくれていると感じた。 **【区の考え方】** **区政運営方針は、引続き区協議会のご意見を伺いながら策定してまいります。**
2	【意見】 ４つの基本方針がどれもありふれた表現にとどまっており、中央区らしさを感じられない。 **【区の考え方】** **当初お示しした４つの基本方針を再検討し、関連性の深い基本方針①と④をまとめるとともに、各柱を補足する文章を加え、中央区として目指す具体的な方向性を示しました。**
3	【意見】 区政運営方針の構成において、現在どの部分について協議をしているのかが分かりづらい。 **【区の考え方】** **全体像を示し、協議箇所が分かりやすくなるよう、体系図を作成しました。**
4	【意見】 全体像が見えてこないと、協議をしようにもなかなか意見が出ないのではないか。 **【区の考え方】** **全体像を示し、協議箇所が分かりやすくなるよう、体系図を作成しました。**

＜第１０回（１月）地域分科会＞

No.	意見及び区の考え方
1	【意見】 基本方針が３つに整理され、分かりやすくなった。まちづくりで重要なことはこの３つに集約されると思うので、とても納得のできる基本方針である。
	【区の考え方】 **区政運営方針は、引続き区協議会のご意見を伺いながら策定してまいります。**
2	【意見】 基本方針①を重点的に進めることが中央区の一体感を醸成し、目指す将来像にも近づくと思う。
	【区の考え方】 **将来像の実現に向けては、区協議会をはじめとする地域の皆さまとの協働により、まちづくりに取り組んでまいります。**
3	【意見】 作成した区政運営方針を広く周知していくことが重要ではないか。
	【区の考え方】 **市ホームページへの掲載や中央区内の各庁舎での配布を予定していますが、出前講座の実施やデジタルを活用した発信などその他の方法も検討してまいります。**
4	【意見】 外国人との共生という視点も大事にしてほしい。
	【区の考え方】 **基本方針②の補足文章内の「だれもが」には外国人も含まれます。その「だれもが」暮らしやすいまちとなるよう、各事業に取り組んでまいります。**
5	【意見】 市の総合計画と似通った内容となっている。
	【区の考え方】 **区政運営方針は、市の最上位計画である総合計画に即した個別計画として位置づけられます。約６０万人の人口を有する中央区のまちづくりの目指す方向性については、総合計画の考え方も踏まえ案を作成しています。**
6	【意見】 基本方針③の「安全・安心に暮らせるまちづくり」が最も重要だと思うので、①に繰上げ特に重点的に取り組んでもらいたい。
	【区の考え方】 **基本方針に付した番号は優先順位を表すものではなく、すべて大切な柱と考えています。** **区再編により新たにスタートした中央区には各地域に多彩な魅力があることから、１番目に「地域の多彩な特色を活かし、にぎわいと豊かな文化を育む魅力あるまちづくり」という基本方針をお示しするという趣旨で案のとおりの整理としています。** **なお、１０年後の目指す姿の記載に合わせ、基本方針②と③の順を入れ替えました。**

※上記のほか、事業等に関する意見･･･中地域　４件
東地域　６件
西地域　１件
南地域　４件

令和７年度　中央区区政運営方針　体系図

将来像　※協議済 （期間：令和7～16年度（10年間）） キャッチフレーズ	中央区　調和と融和で紡ぐ　豊かな暮らしの輪
10年後の目指す姿	令和6年1月の区再編により誕生した中央区には、商業施設や官公庁などの都市機能に加え、豊かな自然や景勝地、観光資源、世界に誇る産業など多彩な魅力があります。 これらの魅力を中央区に関わるすべての人が尊重し合い、引き続き大切にするとともに、その魅力が高まり、区全体が発展できるよう「調和と融和」で紡いでまいります。 中央区の魅力を最大限に活かし、安全・安心でだれもが輝き豊かで暮らしやすく、一人ひとりの幸福感が地域にそして区全体に輪として広がるまちを目指します。

基本方針 （期間：単年度（原則、毎年度策定））	主な事業 （期間：単年度）
①地域の多彩な特色を活かし、にぎわいと豊かな文化を育む魅力あるまちづくり 中央区の持つ景勝地や文化・スポーツ施設などの様々な地域資源の活用や、これまで育まれてきた歴史や文化などの特色を活かした事業に取り組みます。	＜参考：令和6年度事業＞ ・生涯学習、文化・スポーツ施設を活用した生きがいづくり ・各地域の特色を活かした事業 　・俳句の里づくり事業（東） 　・浜名湖うなぎまつり（西） ・地域力向上事業
②安全・安心に暮らせるまちづくり 交通事故ワースト１からの脱出を図り、市民の交通安全意識向上のための事業に取り組みます。 また、津波や河川氾濫、土砂災害などの中央区の災害特性を踏まえた啓発や支援に取り組みます。	＜参考：令和6年度事業＞ ・交通安全の推進 ・防災意識の啓発 ・自主防災隊への助成、活動支援 ・防犯灯の設置や維持管理への助成 ・地域力向上事業
③共生のこころで支え合い、やさしさあふれるまちづくり 中央区に関わるだれもが暮らしやすいまちにするため、様々な福祉課題に向き合い相談支援の推進に取り組みます。 また、市民の健やかな生活のため、子育て支援事業や健康づくり事業に取り組みます。	＜参考：令和6年度事業＞ ・ユニバーサルデザインの啓発 ・高齢者とその家族を支援する事業 ・障がいの有無にかかわらず共生できる社会の推進 ・安定した生活の実現と自立に向けた支援 ・子育て支援事業 ・健康づくり事業 ・地域力向上事業

将来像の実現に向け、３つの基本方針を掲げ、中央区協議会（地域分科会）の運営や地域コミュニティ活動の推進など市民協働によりまちづくりを進めます。

協議ーイ

第９号様式

区　協　議　会

区　　分	□諮問事項　　■協議事項　　□報告事項
件　　名	令和７年度の中央区協議会の審議案件の棲み分けについて
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	ー
対象の区協議会	中央区協議会（中央区代表会）
内　　容	区協議会運営マニュアル第４章に基づき、定例的に地域分科会に付託する案件について、あらかじめ代表会で地域分科会に付託することを諮るもの。 【参考】 ◆区協議会運営マニュアル（抜粋） （第４章　区協議会への諮問等） ２　年間スケジュール （１）代表会 ・　定例的に地域分科会に付託する案件は前年度末等にあらかじめ代表会で地域分科会に付託することを諮ってください。 以下略
備　考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）	ー
担当課	中央区区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和７年度の中央区協議会の審議案件の棲み分けについて

中央区・区振興課

１　概要

・ 市からの諮問、協議、報告事項について、代表会で審議するか、各地域分科会（中・東・西・南）へ付託するか調整が必要。

・ 定例的に地域分科会に付託する案件について、あらかじめ定めるもの。

２　審議案件の棲み分けについて

（１）代表会

中央区域全体に関する事項を議論

A【諮問事項】公の施設の設置又は廃止など

B【協議事項】条例や計画のパブリック・コメントなど

（区協議会から説明を求められた場合については、代表会又は地域分科会のいずれか一方となることから、案件ごとに各地域分科会の意見を踏まえ、代表会で最終決定）

C【報告事項】区政運営方針への提案、報告

D【報告事項】中央区協議会からの意見・要望付き答申への対応状況など

※必要があると認める事項について、地域分科会へ付託することができる。

（２）地域分科会へ付託

各地域に関する事項を議論

E　地域課題の議論

（地区コミュニティ協議会や地域分科会の委員から寄せられた地域課題など）

F【諮問事項】中央区役所の予算編成（所掌区域のみ）の諮問、答申、結果

G【協議事項】地域力向上事業（助成事業）の提案（※）、事後評価

（※）「少額及び地区コミュニティ協議会への助成事業」を除く

H【報告事項】地域力向上事業（少額及び地区コミュニティ協議会への助成事業）の提案

（令和６年 12 月 16 日開催区協議会会長会議にて協議済）

I【報告事項】地域力向上事業（協働センター等を核とした地域課題解決事業）の提案

（令和６年 12 月 16 日開催区協議会会長会議にて協議済）

J 代表会からの付託案件

【令和６年 12 月 16 日開催】
区協議会会長会議資料

別紙

地域力向上事業の見直しについて

浜松市市民協働・地域政策課

１　趣旨

地域力向上事業の迅速な事業実施を図るため、審査や協議体制の一部を見直すもの。

２　背景

・地域力向上事業のうち、市民提案による住みよい地域づくり助成事業（以下「助成事業」）について、事業提案者等から、提案から採択までの迅速化を求める声があった。
・令和 5 年度に、補助金交付申請額 15 万円以下の助成事業については、少額助成審査会により審査・決定を行うこととし、事業採択の迅速化を図った。
・市議会や地域団体から、地区コミュニティ協議会が助成事業を実施する場合や協働センターと協働で事業を実施する場合は、スピーディで使いやすい仕組みとするよう意見があった。

３　見直し内容

(1) 助成事業

地区コミュニティ協議会は、条例に基づき市が認定した団体であることを踏まえ、補助金交付申請額に関わらず、少額助成審査会と同様の審査体制とし、事業実施の迅速化を図る。

（助成事業の審査体制）

<table>
<tr><th>交付申請額</th><th>実施団体</th><th>現行</th><th>見直し後</th></tr>
<tr><td rowspan="2">15 万円超</td><td>地区コミュニティ協議会以外</td><td rowspan="2">①審査会※１で候補事業の検討
②区協議会の意見聴取
③決定</td><td>①審査会※１で候補事業の検討
②区協議会の意見聴取
③決定</td></tr>
<tr><td>地区コミュニティ協議会</td><td rowspan="3">少額助成審査会※2 で審査・決定</td></tr>
<tr><td rowspan="2">15 万円以下</td><td>地区コミュニティ協議会以外</td><td rowspan="2">少額助成審査会※2 で審査・決定</td></tr>
<tr><td>地区コミュニティ協議会</td></tr>
</table>

※１　審査会：行政職員（区長、副区長、区内の各課長又は行政センター所長等）で構成
※２　少額助成審査会：行政職員（区振興課長又は行政センター所長、協働センター所長等）及び地域分科会会長・地域分科会副会長で構成

(2)協働センター等を核とした地域課題解決事業

事業実施主体が、協働センター等（市）であることを踏まえ、次のとおりとし、事業実施の迅速化を図る。

現行		見直し後
区協議会の意見を踏まえたうえで実施する。	▸	区協議会への事前の情報提供に努める。

4　実施時期

令和７年度に実施する地域力向上事業から適用

（参考）

市民提案による住みよい地域づくり助成事業

内　容　団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業

事　例　（地区コミュニティ協議会の実施事例なし）

協働センター等を核とした地域課題解決事業

内　容　支所、協働センター、及びふれあいセンターにおいて、地域の課題を解決するため、地域団体等との協働によって実施する事業

事　例

令和６年度実施状況の一例　　2024/12/04 時点

地域（協働センター等）	関係団体	事業名	内　容
中（高台）	高台 BASE 事業実行委員会	楽しく学ぶ防災事業～高台 BASE 事業２	防災学習（月１回程度）、防災ワークショップ、防災まち歩き等
東（天竜）	浜松市東災害ボランティア協会	能登半島地震から学ぶ、自助を中心とした防災対策講座	災害講座、非常食の紹介・試食、段ボールベッドの組立体験、ワークショップ等
西（和地）	和地コミュニティ協議会（地区コミ協）	PFAS に関する講演会	有機フッ素化合物への正確な理解を促すための専門家による講演会
南（五島）	地域ボランティア、天文台協力者の会等	移動協働センター～五島のひろば～	屋外でのもの作り、天体観察場所等によるコミュニティの場づくり
北（細江）	細江まちづくり協議会（地区コミ協）	皇室ゆかりの地再発見事業	細江公園ガイドマップ作成、皇室ゆかりの地写真展示等
浜北（麁玉）	浜松市シニアクラブ連合会	麁玉地区交通安全事業	交差点等注意箇所入り見守りウォーキングマップ作成､「子ども見守りボランティア」の周知等
天竜（春野）	（一社）College Impact Japan	市指定無形民俗文化財「勝坂神楽」伝承事業	「勝坂神楽」をテーマとした学習・体験講座、特別企画展等

第９号様式

協議－ウ

区　協　議　会

区　　分	□諮問事項　　■協議事項　　□報告事項
件　　名	令和７年度のパブリック・コメント(パブコメ)の取扱いについて
事業の概要 (背景、経緯、現状、課題等)	・区協議会における、パブコメに関する運用は次のとおり。(令和６年度から変更なし) **パブコメの運用区分** ①原則として、概要版の配付による情報提供を行う。 ただし、以下②、③の場合は区協議会での説明を行う。 ②パブコメ実施課の判断によって意見を聴取する必要がある場合。 ③区協議会から求められた場合。(ただし、説明は代表会又は地域分科会のどちらか一方) ・令和６年度は、運用区分③について、地域分科会での協議を踏まえ区協議会として取り扱いを決定した。(別紙１「令和６年度パブリック・コメント一覧表」参照
対象の区協議会	中央区協議会（中央区代表会）
内　　容	令和７年度のパブコメを以下のとおり取扱うことを協議するもの。 (1)令和７年度のパブコメは別紙２「令和７年度パブリック・コメント一覧表」のとおり。 (2)代表会にて、運用区分③としたい案件について、各地域分科会で協議することを決定。 (3)各地域分科会の協議を踏まえ、別紙３「フローチャート」に基づき案件ごとの取扱いを決定。 (4)今後、追加でパブコメ案件が発生した場合は、同様に地域分科会で協議したうえで、取扱いを決定。 （今後の流れ） **２月代表会**：パブコメ一覧表の確認。運用区分③について地域分科会で協議することを決定。 ▼ **２～３月地域分科会**：パブコメ一覧表の確認。運用区分③としたい案件を決定。 ▼ **４月代表会（事務局）**：各地域分科会の意向に基づき案件ごとの取扱いを、別紙３「フローチャート」により決定。 ▼ **４月～**：各協議会においてパブコメ実施課による説明又は資料配布。(日程は事務局と調整)
備　考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	－
担当課	中央区区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

別　紙　1

令和６年度パブリック・コメント一覧表（パブコメ実施課による説明時期）

①概要版配付のみ
②パブコメ実施課の意向による説明
③区協議会（地域分科会）の意向による説明

No.	件　　名	パブコメ実施課	中央区代表会	地域分科会 中	地域分科会 東	地域分科会 西	地域分科会 南	浜名区代表会	地域分科会 北	地域分科会 浜北	天竜区協議会
1	浜松市総合計画基本計画(案)	企画課	-	② 8/28	② 8/23	② 8/7	② 8/28	-	② 8/28	② 8/22	② 8/29
2	第４次浜松市教育総合計画(案)	教育総務課	-	①	①	③ 8/7	①	-	③ 8/28	③ 8/22	③ 8/29
3	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等の工事規制区域及び特定盛土等規制区域の告示(案)	土地政策課	-	③ 10/16	③ 10/8	③ 10/2	③ 10/9	-	③ 10/9	①	② 10/10
4	第３次浜松市中山間地域振興計画(案)	市民協働・地域政策課(中山間地域振興担当)	-	② 11/27	② 11/26	② 12/4	② 11/22	-	② 11/27	② 11/21	② 11/28
5	浜松市国際戦略プラン(案)	国際課	-	①	①	①	①	-	①	①	①
6	浜松市公共施設等総合管理計画(案)	アセットマネジメント推進課	-	①	①	③ 12/4	①	-	①	①	③ 11/28
7	浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画(案)	市民生活課	-	①	③ 11/26	③ 12/4	①	-	①	①	③ 11/28
8	第４次浜松市男女共同参画基本計画(案)	UD・男女共同参画課	-	①	③ 11/26	③ 12/4	①	-	③ 11/27	①	③ 11/28
9	第3期浜松市スポーツ推進計画(浜松市スポーツ推進ビジョン)(案)	スポーツ振興課	-	①	①	③ 12/4	①	-	①	①	③ 11/28
10	浜松市こども計画(案)	こども若者政策課	-	③ 12/25	③ 12/23	③ 1/8	③ 12/20	-	③ 12/18	①	③ 12/24
11	浜松市農業振興ビジョン(案)	農業水産課	-	①	①	③ 12/4	①	-	③ 11/27	①	③ 11/28
12	浜松市のみちづくり計画(案)	道路企画課	-	③ 10/16	③ 10/8	③ 10/2	③ 10/9	-	③ 10/9	③ 10/10	② 10/10
13	第３次浜松市環境基本計画(案)	環境政策課	-	①	③ 11/26	③ 12/4	①	-	③ 11/27	①	③ 11/28
14	第３次浜松市人権施策推進計画(案)	福祉総務課 人権啓発センター	-	①	①	①	①	-	①	①	①
15	浜松市川づくり計画（案）	河川課	-	①	③ 10/8	③ 11/6	③ 10/9	-	③ 10/9	③ 10/10	③ 10/10
16	浜松市上下水道基本計画（案）【骨子】	上下水道総務課	-	② 11/27	② 11/26	② 12/4	② 11/22	-	② 11/27	② 11/21	② 11/28

※空欄は資料配付のみ

パブコメ実施課による説明の件数　　（単位：件）

月	中央区代表会	地域分科会 中	地域分科会 東	地域分科会 西	地域分科会 南	浜名区代表会	地域分科会 北	地域分科会 浜北	天竜区協議会
8月	-	1	1	2	1	-	2	2	2
9月	-					-			
10月	-	2	3	2	3	-	3	2	3
11月	-	2	5	1	2	-	5	2	8
12月	-	1	1	8	1	-	1		1
1月	-			1		-			
計	0	6	10	14	7	0	11	6	14

別紙2

令和７年度パブリック・コメント一覧表

令和７年１月17日時点

No.	① 件名	② 担当課	③ 意見募集期間	④ 結果等公表時期	⑤ 施行時期	⑥ 対象地域	⑧担当課による説明※								
							中央区					浜名区			天竜区協議会
							代表会	地域分科会				代表会	地域分科会		
								中	東	西	南		北	浜北	
1	浜松市生涯学習推進大綱（案）	創造都市・文化振興課	10月～11月	令和8年2月	令和8年4月	市全域		-	-	-	-		-	-	-
	⑦ 概要	浜松市生涯学習推進大綱（案）は、市民の生涯学習活動推進を目的として、本市の役割と基本的な方向性や考え方を示すもので、社会環境が大きく変化するなかで、市民の学習要求に沿った、より効果的な事業展開の指針となるよう改定を行います。													

※ -：概要版資料配布
○：パブコメ実施課による説明

フローチャート

別紙3

※資料配付の考え方
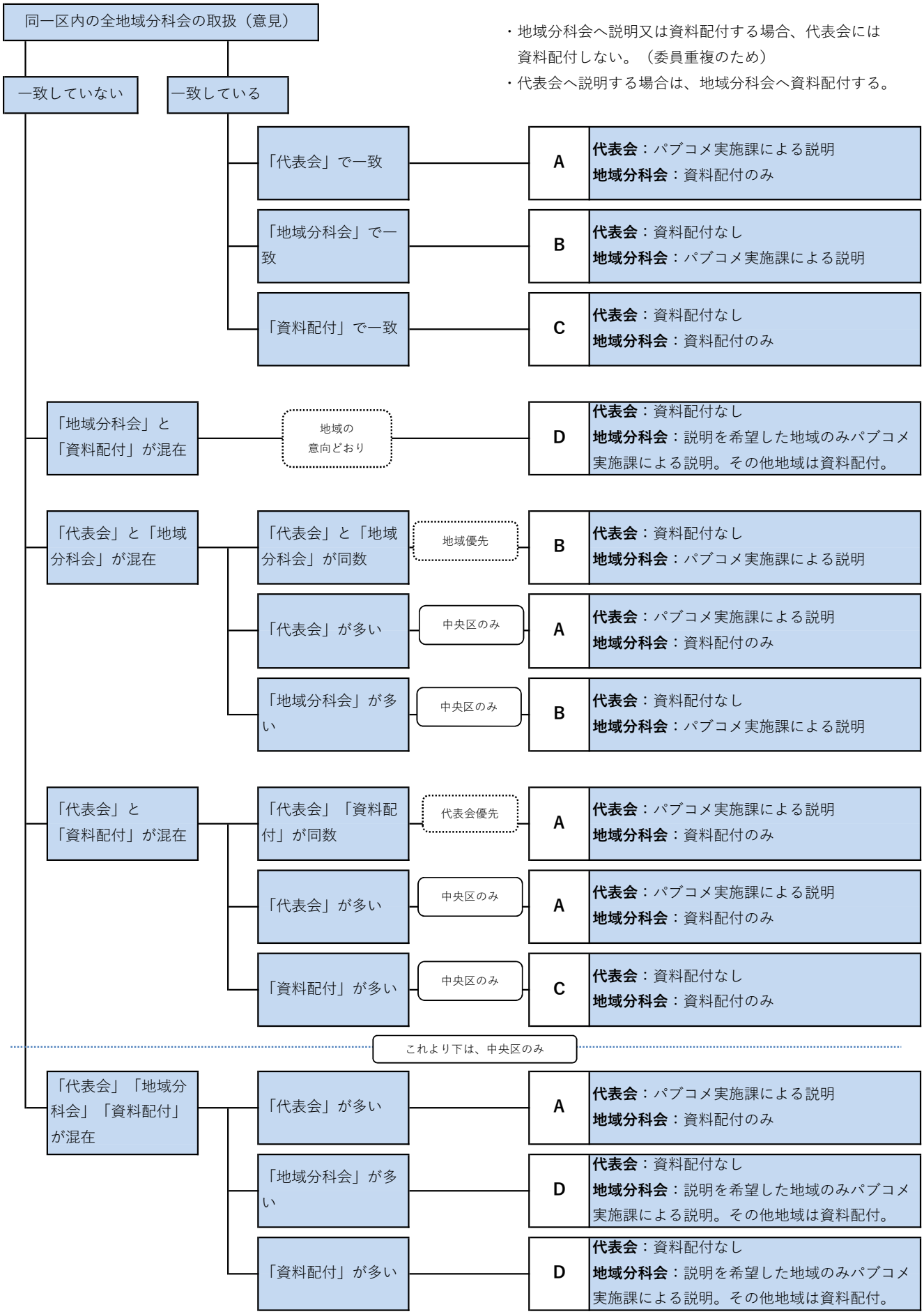
・地域分科会へ説明又は資料配付する場合、代表会には資料配付しない。（委員重複のため）
・代表会へ説明する場合は、地域分科会へ資料配付する。